

指導行政のポイント

“教員免許制度”の抜本的改革

菱村 幸彦

高校無償化については、来年4月からの実施を目指して、準備が進められているが、もう1つの課題である教員免許制度の見直しはどうか。

免許更新制の廃止は決まりか

民主党のマニフェストは、「教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す。教員の養成課程は6年制(修士)とし、養成と研修の充実を図る」と掲げている。

マニフェストでは、免許更新制について触れていないが、新内閣発足後、早々と免許更新制の廃止のニュースが流れたこともあって、更新講習はどうなのかという問い合わせが文科省に相次いだ。

このため、文科省は、10月21日に「教員免許更新制等の今後の在り方について」と題して、概要、次のような方針を明らかにした。

(1) 教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的見直しに着手し、必要な調査・検討を開始する。

(2) この調査・検討において、現行制度の効果等を検証する。新たな教員免許制度の内容と移行方針を具体化するなかで、現在の教員免許更新制のあり方についても結論を得る。

(3) 上記調査・検討の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効である。

これを見る限り、文科省は免許更新制を廃止するとは明言していない。川端文科相も、記者会見で「免許更新制をやめさせようと議論しているわけではない」と述べている。しかし、行政刷新会議の作業グループは、事業仕分けで、免許更新講習の関連予算を「半額程度に削減」と判定しており、免許更新制は、来年度いっぱい廃止となることは間違いないだろう。

では、肝心の教員免許制度の抜本改革はどうか

のか。文科省は、平成22年度予算概算要求に教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直しに必要な経費(3億2千万円)を計上しており、すでに文科省内に局横断の検討チームを組織して課題の整理を始めている。

教員免許制度の改革の具体的な内容は、まだ不透明であるが、現時点で示されている方向性は、おおむね次の2点である。

第1に、教員免許状(一般免許状)の取得要件を4年制養成課程から大学院2年を加えた6年制教員養成課程に引き上げる。その際、教育実習を1年間に延長する。

第2に、8年以上の教職経験を積んだ教員で教職大学院等で履修した者に専門免許状(「教科指導」「生活・進路指導」「学校経営」の3種)を与える。この場合、免許更新講習の履修を専門免許状資格にカウントすることも検討する。

問題点の多い6年制養成課程

しかし、6年制の教員養成課程については問題が多い。例えば、戦後の免許制度の根本理念である「開放制」を放棄するのか、6年制の養成課程では教員希望者が減少するおそれがないか、1年の教育実習をどこが引き受けるのか、大学院の受入れ体制の整備が間に合うか等々の問題点が指摘されている。

鈴木副大臣は、教員免許制度の改正法案を平成23年の通常国会に出す旨をたびたび表明しているが、これほどの大改革をわずか1年足らずの検討で実施に移すことが適切かどうか。特に抜本的な制度改革となれば、中央教育審議会の審議は不可欠であるが、果たして、その審議に十分な時間がとれるのかが懸念される。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

■好評発売中!

B5判・定価 2,415 円

教育開発研究所・刊

『教職研修DATA '08-'09 重要教育資料』

『教育の最新事情がよくわかる本』 B6判・270頁・定価 2,100 円